平成２５年（フ）第１６３１号
神奈川県逗子市池子３丁目２番８号　タウンハウス星ヶ谷Ａ号
破産者　福澤　　敏
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９号
神奈川県横須賀市荻野11番21―307号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市鴨居２丁目54番17号
破産者　大石　力雄
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第３０４号
神奈川県座間市東原５丁目３番１―205号　ハイムさがみの
破産者　渡邉　基純
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１号
福井県敦賀市本町２丁目８番10号
破産者　市橋　　哲
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第５号
静岡市葵区竜南３丁目３番14号、旧住所静岡県静岡市駿河区馬渕１丁目13番27号
破産者　伴野知代乃
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２号
京都市上京区油小路通出水上る大黒屋町43番地１　ハイツ油小路103号
破産者　長谷川一郎こと　金　　榮煥
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
山口市小郡みらい町１丁目５番13号、開始決定時の住所山口市小郡上郷1288番地10
破産者　鶴丸　英幸
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
山口市小郡みらい町１丁目５番13号、開始決定時の住所山口市小郡上郷1288番地10
破産者　鶴丸　正道
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
徳島県名西郡石井町浦庄字下浦454番地10
破産者　河崎　俊晴
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３号
香川県高松市香南町西庄1229番地８、住民票上の住所香川県高松市勅使町1209番地59
破産者　山端　照夫
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９３号
高知市長浜4361番地　市住57号
破産者　本山　孝志
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０６号
高知市高埴11番32号　高埴マンション306号室、住民票上の住所高知市横浜新町５丁目108番地
破産者　八十川浩一
1　決定年月日　平成25年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１０８６号
東京都千代田区麹町３丁目５番地17
破産者　アルファプリンシパル株式会社
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５４６号
神奈川県横須賀市東逸見町１丁目21
破産者　村井くに枝
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３５号
東京都練馬区大泉学園町７丁目15―15―503
破産者　柴田　徹夫
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６０号
東京都北区東十条３丁目11―１―302、開始決定時の住所東京都北区浮間２丁目４―６
破産者　春田　克典
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６１号
神奈川県横浜市青葉区新石川２丁目27―６―106
破産者　鈴木紀美代
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０４９号
埼玉県川越市大字上老袋60―３
破産者　伊藤　尚志
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部